

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則	1
◎高知県農業協同組合法施行細則等の一部を改正する規則	1

規 則

高知県消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月30日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第38号

高知県消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則

高知県消費生活協同組合法施行細則（平成22年高知県規則第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第7号中「又は第81条から第83条まで」を削り、「又は従たる事務所に係る」を「の移転の」に改める。

附 則

この規則は、令和4年9月1日から施行する。

~~~~~  
高知県農業協同組合法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月30日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第39号**

**高知県農業協同組合法施行細則等の一部を改正する規則**  
(高知県農業協同組合法施行細則の一部改正)

**第1条** 高知県農業協同組合法施行細則（平成7年高知県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第15条第7号中「第14条第1項、第2項又は第3項」を「第14条第1項又は第2項」に改め、同条第8号中「第14条第2項又は第3項」を「第14条第2項」に改め、同条第10号中「第14条第2項若しくは第3項」を「第14条第2項」に改める。

（高知県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則の一部

改正)

**第2条** 高知県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則（令和4年高知県規則第34号）の一部を次のように改正する。

高知県農業協同組合法施行細則第15条第1号から第6号までの改正規定中「第14条第1項から第3項まで」を「第14条第1項又は第2項」に、「第14条第2項及び第3項」を「第14条第2項」に改める。

**附 則**

この規則は、令和4年9月1日から施行する。